

第20号の3様式記載の手引（その1）

「所在地」 本店の所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)を有する法人が、本市内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。
「法人名」 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。
「代表者氏名」 この申告の提出時における法人の代表権を有する者の氏名を記載してください。
「予定申告税額②」 (1) ①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して算定してください。 なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。 ＊ 通算子法人で、当該事業年度開始の日から地方税法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合は、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載してください。 なお、適格合併に係る合併法人が行う予定申告の場合の計算方法は、裏面をご覧ください。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。
「この申告により納付すべき法人税割額④」 この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。
「前事業年度の法人税割額の明細」(⑨から⑯までの欄) (1) ⑨から⑯までの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載してください。 (2) ⑨の欄は、前事業年度の確定申告書に記載した第20号様式の⑤の欄の金額を記載してください。 (3) ⑯の欄は、⑨の欄のかつこ内の金額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載してください。 ※ 2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑯の欄は、次のとおり計算した金額を記載してください。 $\text{⑩} \times \frac{\text{⑨の上段(かつこ内)}}{\text{⑨の下段}}$ (4) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人の⑨から⑯までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第20号様式別表1の2に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。
「⑥の計算」 2以上の区に事務所等又は寮等を有する法人は、次により記載してください。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載してください。 (2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。 (3) 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載してください。なお、新設又は廃止された事務所等であっても、その算定期間の末日現在における従業者数を記載してください。 ※ 11以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず、第20号様式別表4の3を添付してください。
「地方税法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」 2以上の市町村に事務所等を有する法人が、修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとするときに記載してください。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。

- 1 この申告書の用途等
 (1) この申告書は、前事業年度の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用します。
 (2) この申告書は、大阪市長に1通(提出用)を提出してください。
- 2 各欄の記載のしかた
 金額の単位区分(けた)のある欄は、単位区分に従って正確に金額を記載してください。

受付印		令和 年 月 日		法人番号		申告年月日	
(あて先) 大 阪 市 長							
所在地				事業種目			
(大阪市内) 及びその他の 市町村に所在 の土地と併記	(電話)			前期末現在の資本金の額	十位 百位 千位 万位		
法人名				又は出資金の額			
代表者 氏 名				前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額			
氏 名				前期末現在の 資 本 金 等 の 額			
令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの事業年度分の市民税の予定申告書							画
前事業年度の法人税割額 (⑨の金額)					①	税 額 十位 百位 千位 万位	
予定申告税額 (①× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)					②	0.0	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額					③	0.0	
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③					④	0.0	
均等 割 額	算定期間において事務所等を有していた月数				⑤	月	
	円× $\frac{5}{12}$				⑥	十位 百位 千位 万位	
この申告により納付すべき市民税額 ④+⑥					⑦	0.0	
大阪市内に所在する事務所、事業所又は寮等							大阪市内の事業 所の税を市税区分に 用いる事業者数
名 称							事務所、事業所又は寮等の所在地
合 計							⑧
前事業年度の法人税割額の明細				この申告の期間	年 月 日から		
(特別控除取戻税額等)	⑨	十位 百位 千位 万位		前事業年度の期間	年 月 日から		
課税標準となる法人税額	⑩			通算親法人の事業年度の期間	年 月 日から		
法人税割額	⑪			地方税法第15条の4の徴収額を受けようとする税額	年 月 日から		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑫			区 名	月数	従業者数	均等割額
税額控除超過相当額の加算額	⑬					人	円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等 相当額の控除額	⑭						0.0
外国の法人税等の額の控除額	⑮						0.0
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑯						0.0
租税協定の実施に係る法人税割額の控除額	⑰						0.0
納付すべき法人税割額⑨-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯	⑱						0.0
⑱のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑲						0.0
差引法人税割額 ⑱-⑲	⑳						0.0
関与税理士署名				(電話)			

「この申告の期間」 当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間を記載してください。
「通算親法人の事業年度の期間」 通算子法人が、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載してください。

「管理番号」・「CD」 本市より申告納付依頼状を送付している場合、申告納付依頼状右上の管理番号（8桁）を「管理番号」欄に、CD（チェックデジット）（1桁）を「CD」欄に記載してください。
「法人番号」 国税庁より通知される13桁の法人番号を記載してください。
「事業種目」 事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付けて記載してください。
「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」 前事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額（法人税の明細書（別表5（1））の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」の金額）を記載してください。なお、（ ）内には、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 ※ 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を（ ）内に記載してください。
「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」 前事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額（法人税の明細書（別表5（1））の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」の金額）を記載してください。
「前期末現在の資本金等の額」 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 地方税法第292条第1項第4号の2口に定める額 (2) 保険業法に規定する相互会社 地方税法施行令第45条の4において準用する地方税法施行令第6条の24第2号又は第3号に定める金額
「令和 □年□月□日から 令和 □年□月□日までの 事業年度分」 □に事業年度の開始年月日と終了年月日を記載してください。
「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」 この月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載してください。 ※ 算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
「$\text{円} \times \frac{\text{⑤}}{12}$ ⑥」 (1) 均等割額に⑤の欄の月数を乗じて得た金額を12で除して得た金額を記載し、この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載してください。 (2) 2以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、「⑥の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」欄の金額を記載してください。 (3) 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。
「大阪市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」 当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載してください。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載してください。 ※ 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の従業者の数を記載してください。 ※ 必ず記載してください。

第20号の3様式記載の手引（その2）

3 均等割の税率

均等割の税率は、次の表の区分によって記載してください。

法 人 の 区 分		従 業 者 数	税 率（年 額）
(1)	・法人税法第2条第5号に規定されている公共法人で均等割が課税されるもの ・地方税法第294条第7項に規定されている公益法人等で均等割が課税されるもの ・人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの ・一般社団法人・一般財団法人（非営利型を除く。） ・法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		50,000円
(2)	前事業年度の末日現在の資本金等の額が1,000万円以下である法人	50人以下	50,000円
		5 0 人 超	120,000円
(3)	前事業年度の末日現在の資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50人以下	130,000円
		5 0 人 超	150,000円
(4)	前事業年度の末日現在の資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人以下	160,000円
		5 0 人 超	400,000円
(5)	前事業年度の末日現在の資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人以下	410,000円
		5 0 人 超	1,750,000円
(6)	前事業年度の末日現在の資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	410,000円
		5 0 人 超	3,000,000円

- 注 1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）に無償増資及び無償減資等による欠損填補を行った金額を調整した金額をいいます。また、調整後の資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額を資本金等の額とします。
- 2 「従業者数」とは、区内に有する事務所等又は寮等の従業者（役員を含む。）の数の合計数をいいます。
- 3 「公益法人等」とは公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型）、一般財団法人（非営利型）、認可地縁団体及び特定非営利活動法人などをいいます。

適格合併に係る合併法人が次に掲げる予定申告を行う場合の「予定申告税額②」欄の計算方法

1 吸収合併の場合の合併法人の予定申告

(1) 当該合併法人の前事業年度中に適格合併があった場合

合併法人の前
事業年度の確
定法人税割額

×

6

÷

合併法人の前
事業年度の月
数

+

被合併法人の
最新事業年度
(6か月未満の場合
はその直前の事業
年度)の確定法
人税割額

×

合併法人の前
事業年度開始
の日から適格
合併の日の前
日までの月数

÷

合併法人の前
事業年度の月
数

×

6

÷

被合併法人の
最新事業年度
(6か月未満の場合
はその直前の事業
年度)の月数

(2) 当該合併法人の当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間内に適格合併があった場合

合併法人の前
事業年度の確
定法人税割額

×

6

÷

合併法人の前
事業年度の月
数

+

被合併法人の
最新事業年度
(6か月未満の場合
はその直前の事業
年度)の確定法
人税割額

×

合併法人の当該
適格合併の日か
ら当該事業年度
開始後6月を経
過した日の前日
までの月数

÷

被合併法人の
最新事業年度
(6か月未満の場合
はその直前の事業
年度)の月数

2 新設合併（適格合併により設立された法人に限る。）の場合の合併法人の予定申告

各被合併法人ごとの

被合併法人の
最新事業年度
(6か月未満の場合
はその直前の事業
年度)の確定法
人税割額

×

6

÷

被合併法人の
最新事業年度
(6か月未満の場合
はその直前の事業
年度)の月数

の額の合計額

注 上記1、2ともに、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月に切り上げます。